

令和4年稲敷市農業委員会第8回総会

[8月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 6 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 8 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程 9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君
7番	吉田武君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君
10番	黒田和夫君		

欠席委員

8番 内田和新君

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和4年8月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、8番内田委員であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は2番山口幸一委員、3番横田悌次委員の両名を指名をいたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

1件でございます。戊渡字中、田2筆、16, 102㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書2ページから5ページまでの7件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

議案書6ページから8ページの10件になります。受理番号1番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。受理番号2番から8ページの受理番号10番までは、いずれも農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 9ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転4件、賃借権による権利の設定10件、使用貸借権による権利の設定2件でございます。

受理番号1番 江戸崎字新山、畑1筆、419㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

受理番号2番 羽生字岡平、畑1筆、562㎡、受理番号3番 羽生字岡平、畑1筆、569㎡、受理番号4番 羽生字岡平、畑1筆、1,127㎡、受理番号5番 羽生字岡平、畑1筆、1,229㎡、受理番号6番 羽生字岡平、畑1筆、475㎡、受理番号7番 羽生字岡平、畑1筆、1,558㎡、受理番号8番 羽生字岡平、畑1筆、294㎡、受理番号9番 羽生字岡平、畑1筆、1,192㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、解除条件付きで、賃借権の設定をするものでございます。

受理番号10番 月出里字中畑、畑1筆、299㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため買い受けるものでございます。

受理番号11番 福田字平須、田1筆、1,783㎡についてでございますが、受人が耕作地取得のため買い受けるものでございます。

受理番号12番 古渡字馬場、畑1筆、403㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

受理番号13番 本新、田1筆、697㎡、受理番号14番 本新、田4筆、2,523㎡、受理番号15番 本新、田1筆、3,679㎡、受理番号16番 本新、畑1筆、1,899㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、賃借権及び使用貸借権の設定をするものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番から9番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号1番について、報告いたします。また、受理番号2番から9番についても一括した太陽光発電関係でございますので、これについても報告いたします。

8月5日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、農作業従事日数は150日、経営面積83アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。また、2番から9番については賃借権による太陽光発電でございます。農作業従事日数150日、調査の結果、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号10番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。受理番号10番について、報告いたします。

8月9日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に野菜を栽

培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積299アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号11番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。受理番号11番について、報告いたします。

8月4日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、レンコンのポンプ5台、耕運機2台、散布機1台を所有しております。農作業従事日数は300日、経営面積381アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号12番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。受理番号12番について、報告いたします。

8月3日に渡辺推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積110アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号13番から16番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号13番から16番について、報告いたします。

8月7日に平山推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に飼料作物、牧草を作っています。受人の農業生産法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター4台、ダンプ2台、タイヤショベル2台を所有しております。経営面積87アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 12ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 上君山字大塚、畑1筆、1,728㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、455ワットパネル232枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号2番 堀川字丑新田、畑1筆、430㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断いたしました。申請人は、農業を営んでおり、現在の物置が老朽化していること、作業効率の向上を図るため、新たな施設が必要となり、農業用物置1棟、92.73㎡を建築する計画であります。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行令第4条第1項第2号イ、「農業用施設」に該当します。

受理番号3番 江戸崎字芝ヶ谷、畑1筆、86㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請地は、現在、学校法人の使用するグラウンドの進入路として利用してしまっているもので、追認申請になります。追認申請に伴い、始末書も提出されております。

受理番号4番 犬塚字芝海、田1筆、1,419㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外であります。稲敷市役所からおおむね300m以内に位置しているため、第3種農地と判断いたしました。申請人は、近くで土木建築業を営んでおりますが、事業拡大に伴い資材置場が不足することから申請に及んだものでございます。

受理番号5番 神宮寺字外馬場外1地区、畑3筆、2,463㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、隣接地で金属加工業を営んでおり、事業拡大に伴い、駐車場や資材置場などの事業用地が不足していることから申請に及んだものでございます。事業計画は、従業員通勤車両24台、部品置場、大型トレーラーの待機場所および回転場所として利用する計画でございます。

受理番号6番 浮島字蛇峯頭、畑1筆、340㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、隣接地で自動車修理、販売業を営んでおり、事業拡大に伴い展示販売スペースが不足していることから申請に及んだものでございます。以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。受理番号1番について、去る8日、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するもので

あり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。受理番号2番について、去る8日、荒井推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用物置および資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番（横田 悌次君） 3番横田です。受理番号3番について、去る8日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、進入路および車両回転場所用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下 恭一君） 11番山下です。受理番号4番について 去る8日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。受理番号5番について、去る8日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事業用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号6番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。受理番号6番について、去る8日、武内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自動車展示・販売場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題あ

りませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 14ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付」について

登記地目変更のための非農地証明書の交付4件でございます。

受理番号1番 中山字後畑、畑2筆、668㎡についてですが、平成11年頃より事業用地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号2番 柴崎字竹の内、畑1筆、217㎡、受理番号3番 柴崎字竹の内、畑1筆、671㎡、受理番号4番 柴崎字竹の内、畑1筆、844㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。受理番号1番について、去る8日、川島委員と推進委員の海老原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成11年頃から、事業用地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番から4番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。受理番号2番から4番について、去る8日、遠藤委員と推進委員の松田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃

しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 15ページをお開き願います。

議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

新規設定が、35件、100筆、113, 119㎡、再設定が、3件、7筆、11, 114㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号25番につきましては、登記地目が畑ですが、現況は田です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 22ページをお開き願います。

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。

今回は、13件、40筆、56,994㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 25ページをお開き願います。

議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものでございます。

今回は、新規配分が14件、40筆、56,994㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和4年8月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時50分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

2 番 委 員 山 口 幸 一

3 番 委 員 横 田 悌 次